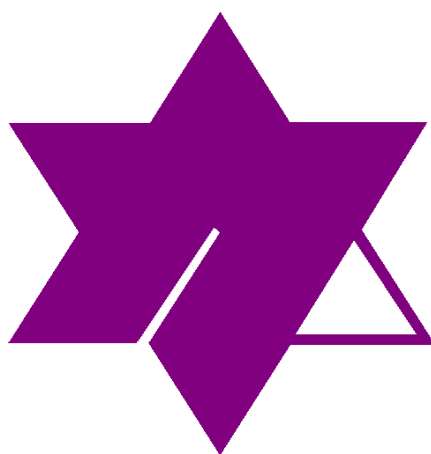


重 要 事 項 説 明 書

(指定訪問介護事業)



社会福祉法人 松籟会
かりゆしぬ村指定訪問介護事業所

指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明します。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 指定訪問介護サービスを提供する事業者（法人）について

法人名称	社会福祉法人 松籟会
代表者職・氏名	理事長 仲兼久 文政
所在地	沖縄県名護市字宇茂佐 1873 番地 1
連絡先	TEL 0980-53-1934 (代) FAX 0980-53-7472
法人設立年月日	昭和 56 年 9 月 15 日

2. サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	かりゆしぬ村指定訪問介護事業所
介護保険事業所番号	沖縄県第 4770900027 号
事業所所在地	沖縄県名護市字宇茂佐 1873 番地 1
電話番号	TEL 0980-52-2948 FAX 0980-53-0718
通常の事業実施地域	名護市 本部町 今帰仁村

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人松籟会が開設するかりゆしぬ村指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が、要介護状態にあるご利用者に対し、適正な訪問介護を提供する事を目的とします。
運営の方針	①事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、ご利用者等の意思及び人格を尊重し、訪問介護サービス計画に基づき、可能な限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護・その他生活全般にわたる援助を行ないます。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金（ただし1/1～1/3、災害、台風等は休み）
営業時間	8:30～17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～日
サービス提供時間	0時～24時

(5) 事業所の職員体制

管理者氏名	玉城 浩二
-------	-------

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整を行います。 ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、ご利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携を行います。 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、ご利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。	常勤5名 (うち1名は管理者と兼務)
介護職員	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。 事業者やサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。 サービス提供後、ご利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告行ないます。 サービス提供責任者から、ご利用者の状況についての情報を受け、適切に対応します。	10名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問介護計画の作成 (すべてのご利用者について作成します)	居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等の把握を行い、目標を達成するための具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。

身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車椅子等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
生 活 援 助	買物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	ご利用者の食事の用意を行います。
	掃除	ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
通院等乗降介助	通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)	

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
基本報酬 単位＝円

サービス提供区分		提供時間帯	介護報酬額	ご利用者負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満 (身体0)	昼間(8:00~18:00)	1,630	163	326	489
		早朝、夜間(※)	2,040	204	408	612
		深夜(22:00~6:00)	2,450	245	490	735
	20分以上 30分未満 (身体1)	昼間(8:00~18:00)	2,440	244	488	732
		早朝、夜間(※)	3,050	305	610	915
		深夜(22:00~6:00)	3,660	366	732	1,098
	30分以上 1時間未満 (身体2)	昼間(8:00~18:00)	3,870	387	774	1,161
		早朝、夜間(※)	4,830	483	966	1,449
		深夜(22:00~6:00)	5,810	581	1,162	1,743
	1時間以上 (身体3) 30分増すごとに 82単位追加	昼間(8:00~18:00)	5,670	567	1,134	1,701
		早朝、夜間(※)	7,090	709	1,418	2,127
		深夜(22:00~6:00)	8,510	851	1,702	2,553
生活援助	20分以上 45分未満 (生活2)	昼間(8:00~18:00)	1,790	179	358	537
		早朝、夜間(※)	2,240	224	448	672
		深夜(22:00~6:00)	2,690	269	538	807
	45分以上 (生活3)	昼間(8:00~18:00)	2,200	220	440	660
		早朝、夜間(※)	2,750	275	550	825
		深夜(22:00~6:00)	3,300	330	660	990
通院等乗降介助 (片道)	昼間(8:00~18:00)	970	97	194	291	
	早朝、夜間(※)	1,210	121	242	363	
	深夜(22:00~6:00)	1,460	146	292	438	

(※) 早朝…6:00~8:00 夜間…18:00~22:00

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※ご利用者の心身の状態等により、一人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、前項金額の2倍になります。

※要介護度が4又は5のご利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間（20～30分程度以上）を要し、かつて間のかかる身体介護を行う場合は、「身体介護」の介護報酬を算定します。

例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりのご利用者の行為介助や排泄介助をした後、ベッドから車椅子へ移乗介助し、車椅子を押して自動車へ移動介助する場合などです。

※要介護度1～5の利用者であって、通院等のための乗降又は降車の介助の前後において、居宅におおける外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※下記ご利用者については、基本報酬が90/100へ減算されます。（養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）

- ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、事業所と同一の建物内に居住する利用者
- ・事業所の敷地外であるが、その建物に居住する利用者数が1月あたり20人以上である建物に居住する利用者

加算等

加算名称	介護報酬額	ご利用者負担額		算定回数等
初回加算	2,000円	1割	200円	初回のみ
		2割	400円	
		3割	600円	
緊急時訪問介護加算	1,000円	1割	100円	1回の要請に対して 1回
		2割	200円	
		3割	300円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5%を加算			1月につき

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※緊急時訪問介護加算は、ご利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や訪問介護員等への研修や技術指導、サービス提供時の留意事項についての文書等による確実な指示、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※介護職員処遇改善加算と、ベースアップ等支援加算は、令和6年度の報酬改定により、特定事業所加算へと一本化されています。

注) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(3) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ご利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の声明や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他ご利用者またはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◇保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ご利用者以外の物に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主としてご利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃 等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり ・犬の散歩等ペットの世話 等
- ・花木の水やり

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・園芸（植木の剪定など）
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
②サービス提供に当たり必要となるご利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	ご利用者の別途負担となります。
③通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費を請求いたします。

5 ご利用料金等の請求及び支払い方法について

①ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
②お支払い方法等	利用料のお支払方法は、下記の方法からお選びください。 1. 利用翌月末の「自動口座振替」払い 2. 利用翌月中旬の「現金」払い

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合について

ご利用者からの交替の申し出	※担当する訪問介護員等の変更に関しては、ご利用者のご希望を出来るだけ尊重して調整を行います。当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。
事業者からの訪問介護員の交替	事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、ご利用者又はそのおご家族等にたいしてサービス利用上の不利益が生じないよう充分配慮するものとします。

7 サービスの提供に当たっての注意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行います。
- (3) ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、ご利用者及びご家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、ご利用者又はご家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認頂くようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向などの変更により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行います。実際の提供に当たっては、ご利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待防止について

※事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

※事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持することを厳守します。</p> <p>事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者が得たご利用者又はそのご家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者又はそのご家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、ご利用者又はそのご家族の同意を予め文書で得ておくものとします。</p>

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>主治医</p>	<p>氏名</p>	
	<p>医療機関</p>	
	<p>住所</p>	
	<p>電話番号</p>	
<p>緊急連絡先</p>	<p>氏名</p>	
	<p>住所</p>	
	<p>電話番号</p>	

11 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定訪問介護に提供により事後が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、ご利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者は、ご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、ご利用者からの苦情に関する調査に協力します。

市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告します。

事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、沖縄県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、沖縄県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告します。

苦情申し立ての窓口

事業者	かりゆしぬ村指定訪問介護事業所	
所在地	名護市字宇茂佐 1873 番地 1	
電話番号	0980-52-2948	
受付時間	月曜日～金曜日	9:00～17:00
担当職員（管理者）	玉城 浩二	

行政機関その他苦情受付機関

名護市市民福祉部 介護長寿課	所在地	名護市港 1-1-1
	電話番号	0980-53-1212（内線 134）
	受付時間	平日 9:00～17:00 （土・日・祝日・正月 1～3日休み）
沖縄県福祉サー ビス運営適正化委員 会	所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 3 7 3-1
	電話番号	098-882-5704
	受付時間	平日 9:00～17:00 （土・日・祝日・正月 1～3日休み）
沖縄県国民健康保 険団体連合会	所在地	那覇市西 3 丁目 1 4-1 8
	電話番号	098-863-2321
	受付時間	平日 9:00～17:00 （土・日・祝日・正月 1～3日休み）

1.3 協力医療機関

当事業者の協力医療機関は下記のとおりです。

かじまやリゾートクリニック	所在地	名護市宮里 518-2
	電話番号	0980-51-1197
沖縄県立北部病院	所在地	名護市大中 2-12-3
	電話番号	0980-52-2719
北部地区医師会病院	所在地	名護市字宇茂佐 1712 番地 3
	電話番号	0980-54-1111
医療法人タピック宮里病院	所在地	名護市字宇茂佐 1763 番地 2
	電話番号	0980-53-7771

